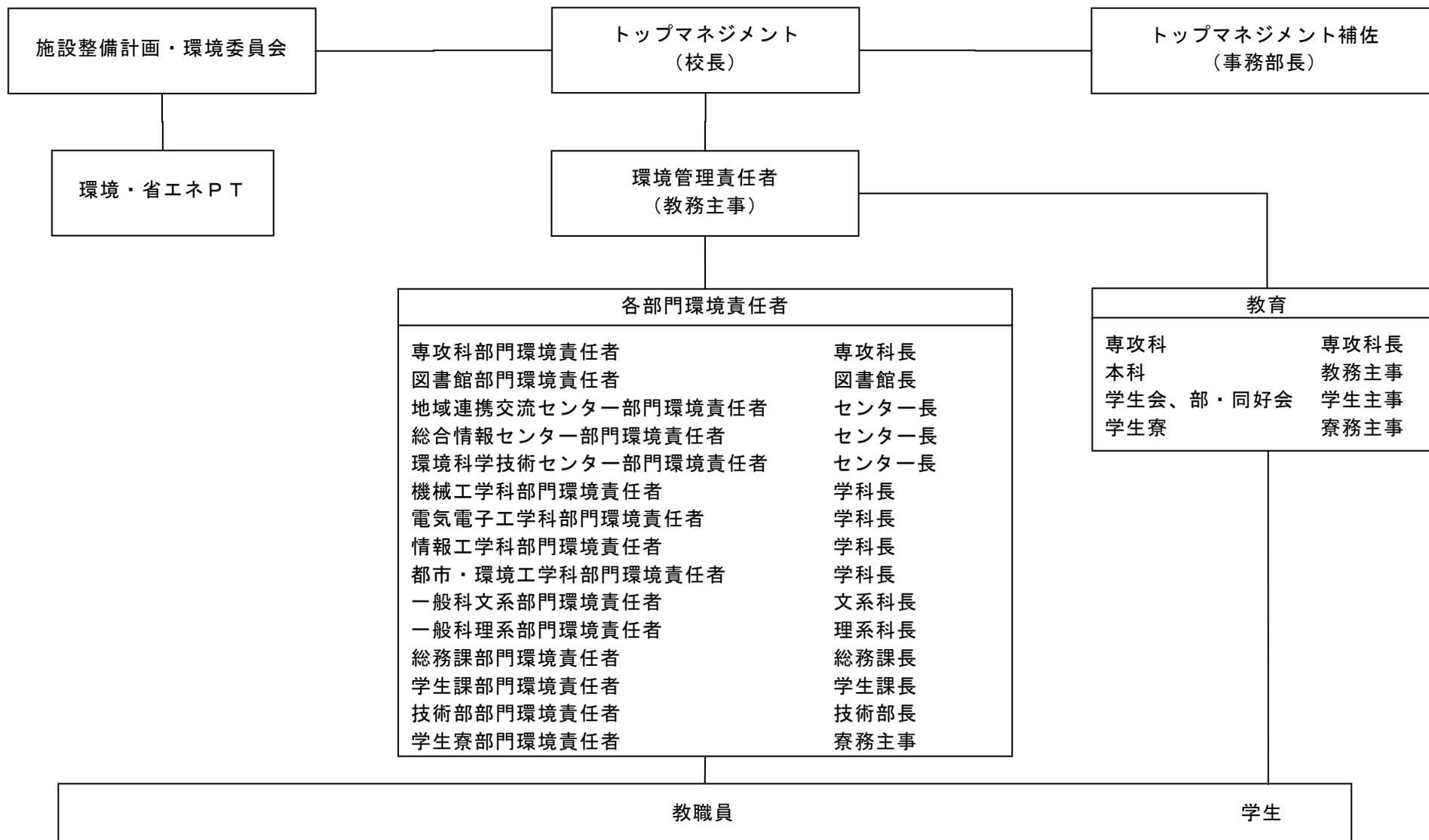


大分工業高等専門学校環境マネジメント運営体制（概念図）

本校の環境方針に基づく環境目的・目標を達成するための運用体制は次のとおりとする。
各担当部署は、役割及び責任を認識し、積極的に環境問題に取り組まなければならない。



環境マネジメントシステムの役割と責任

校長

- ・校長は、環境に配慮した事業活動を推進するための環境マネジメントシステムを円滑に運用する責任と権限を有する。
- ・環境方針を定める。
- ・環境管理責任者を任命する。
- ・環境マネジメントシステムの実施に必要な資源（人、専門知識、技術、資金）を用意する。

事務部長

- ・環境マネジメントシステムを効率的に運用するために、校長を補佐する。

施設整備計画・環境委員会

- ・構成
 - ・校長
 - ・教務主事、学生主事及び寮務主事
 - ・専攻科長
 - ・機械工学科、電気電子工学科、情報工学科、都市・環境工学科の各学科長
 - ・一般科文系及び一般科理系の各科長
 - ・事務部長
 - ・総務課長
 - ・その他校長が必要と認めた者
- ・委員会の役割
 - ・環境方針の審議
 - ・環境目的・目標の審議
 - ・環境マネジメントプログラムの審議
 - ・環境目的・目標・プログラムの達成状況の確認とその是正についての審議

環境管理責任者

- ・環境管理責任者は、環境マネジメントシステムを実施するための権限が付与される。
- ・環境管理責任者は、環境マネジメントシステムの見直し及び改善のため、校長に実施状況を報告する。

部門環境責任者

- ・部門環境責任者は、部門内の環境マネジメントシステムの実施について責任を有する。
- ・部門環境責任者は、環境マネジメントシステムの見直し及び改善のため、環境管理責任者に実施状況を報告する。

教職員及び学生

- ・教職員及び学生は、環境マネジメントシステムの実施に協力しなければならない。
- ・教職員及び学生は、環境マネジメントシステムの見直し及び改善のため、部門環境責任者に意見を述べ又は提案することができる。